

『天台治略』の著者、戴兆佳の実務日程

喜多 三佳

『天台治略』の著者である戴兆佳は、康熙 58 年（1719）7 月から 60 年（1721）6 月まで、浙江省天台県の知県を務めた。拙訳『天台治略訳注』⁽¹⁾にも簡単な日程を掲載したが、より詳細な実務日程表を作成してはとの御教示をいただき、今回試みてみることにした。

『天台治略』中に月日の記載があり、かつ文中の表記や前後関係から何年のことか分かるものを抜き出して一覧にした。従って、重要な一件であっても時期が特定できず、表に記載できていないものがある。また、天候や収穫についても、しばしば言及されていることから、年と季節が分かるものを抜き出して付記した。

なお、それぞれの一件の表題については本稿末尾に注記している⁽²⁾。

戴兆佳の実務日程（※日付は旧暦である）	記号	天候・収穫	記号
康熙58年（1719年）		夏 干ばつで早	2-11
7月20日 天台県に到着。城隍廟に詣でて礼拝（→廟に集う婦女を目撃。婦女の寺社詣で禁止の告示を出す）	1-8 4-17	稲の収穫できず	
着任直後 城門の修理を命令（→一ヵ月内に完成）	1-17	秋 雨が降って	2-11
戦艦修造の免除を申請（→免除が認められる）	4-27	晩稲は収穫できたが、凶作で穀物が不足する	
8月22日 徴税を始める	1-27		
8月26日 僧侶と密通した寡婦が出産（→僧侶が師僧と共に逃亡→無住になった広嚴寺の建物を、明倫堂・駐防の公署・義学の講堂建設に利用することを申請）	2-12		
8月27日 前任者との引継ぎのため省城（杭州）へ	1-27		
秋の収穫の時期にあたり納税を促す告示を出す	5-18		
10月 大麦と小麦の種まきを促す告示を出す	6-17		
11月1日 天台県に帰着	1-27		

11月中旬 納税を促す告示を出す	6-5		
11月24日 城壁の修理開始	1-17		
11月 方祠の田租横領の廉で訓導が訴えられ実地検証 (→方祠の建物を再建。方祠と陸祠に義学を設置)	2-10 4-2		
康熙59年 (1720年)		春 雨と雪が降	7-11
2月 米200石を義捐。紳士にも義捐を勧める	2-11	り続き、穀物が	
2月11日 湯溪县・武義県の災害救援監督に出発	2-8	不足する	
2月 天台県で平糶開始 (4月1日までの予定)	1-21		
2月13~20日に400余石を売り出したが、貧民以外に よる不正購入が相次ぎ、嚴禁する告示を出す (→義捐米の余りを義倉で利用することを申請)	7-10 1-1	10日間の長雨	2-11
2月(?) 湯溪县で白龍橋の修繕を提唱。60両を義捐	7-16	早稲の成長は遅	
3月8日 湯溪县で救援米の配布を開始	2-30	れているが大麦	
3月17日 武義県で救援米の配布を開始 (→武義県で の災害救援に不正の疑いがあることを報告)	2-32	と小麦は出穂	
4月8日 天台県に帰着	2-8		
5月 納税を促す告示を出す	5-21		
5月13日 雲和県での検死のために出発	2-33		
5月26日 遺体が保存されている場所へ到着			
5月29日 関係者の事情聴取と検屍を実施			
6月4日 明倫堂の再建工事開始	1-18		
6月25日 保甲の編成を開始	1-16		
7月 郷試受験生への納税の督促を停止する告示	6-2		
8月 郷試への出張に際し、納税の督促を緩める告示	6-8		
8月 浙江郷試の同考官として省城 (杭州) に滞在	序文C	秋 豊作で穀物	4-26
10月 塩税を地丁銀に組み入れて徴収することを申請	1-30	の余剰が出る	
10月 軍儲米を地丁銀と一括徴収することを申請 (→康熙60年より実施決定)	1-7 6-12		

12月 富室に田租や借金の取り立てを緩めるよう告示	6-19		
康熙60年（1721年）		春 穏やかな気	4-15
1月4日 編審（大造）の年に合わせて清丈を開始	5-10	候で適宜の晴雨	
3月23日 一村全焼の大火→被災者の救援を告示	4-15		
5月 耗羨を1両当り6分から4分に減らす旨の告示	6-9	5月 大麦と小	6-9
5月10日までに納税すれば耗羨を減じること、売れな	6-7	麦が出回る	
かった生糸を銀の代わりに納付できることを告示		生糸は値崩れ	6-7
6月15日を推収の期限と告示	5-5		
6月20日 編審完了（予定）	5-5		
6月21日 新任の知県が着任（予定）	1-11		
8月16日 杭州の宿舎で『天台治略』の序文を書く	序文G		

表中の記号は、実務日程の根拠となる一件の巻数と巻ごとに付した通し番号である。序文にはA・B…の記号を振って特定している。当該実務に関する記述が複数箇所に出てくる場合には、原則として最初の一件について記号を示した。また、文頭を1字落として斜体にした項目は、戴兆佳の不在時に戴の指示により天台県で実施されたものである。

(1) 戴兆佳著／喜多三佳訳注『天台治略訳注』（汲古書院、2024年）

(2) 表中の一件の表題は以下の通りである。（〔 〕内は光緒版の表題）

叙 序文C 王之鱗（浙江按察使）の序文

序文G 戴兆佳自序

卷之一 詳文上

- 1 一件詳陳建立義倉積穀備荒等事
- 7 一件詳明兵米折価等事
- 8 一件嚴飭編造以杜混淆事
- 11 前事〔一件稟報丈完待勘定冊伏祈飭知新令加意剔釐以竟厥緒事〕
- 16 一件再飭力行保甲以絶盜源以安地方事〔一件申報力行保甲以絶盜源以安地方事〕
- 17 一件嚴飭修築城垣事
- 18 一件学宮之廟貌等事〔一件重建明倫堂開工事〕

21 一件請行平糶等事

27 一件請嚴虧空等事〔一件請盤查實在事〕

30 一件橫被燒詐等事

卷之二 詳文下

8 一件嚴飭徵解事

10 一件宮祠兩廢等事〔一件批飭修整學宮重建方祠等事〕

11 一件詳明捐賑情由恭請獎勵厚俗維風事

12 一件懇恩查究等事

30 一件彙報亢旱事〔一件彙報分別監賑補賑捐給貧生事〕

32 一件彙報亢旱情形等事〔一件彙報武義放賑囤冊捏混事〕

33 一件号典弟命事〈奉 憲委檢處州府雲和縣事〉〔一件奉 憲委檢雲和張屍事〕

卷之四 告示一

2 一件設立義學以育人材以興教化事

15 一件酌賑被火窮民事

17 一件嚴禁婦女入廟燒香以正人心以端風俗事

26 一件嚴禁奸徒販米出境以足民食事

27 一件修造戰船已經詳免特行曉諭以杜指派事

卷之五 告示二

5 一件曉諭產主速行赴局推收毋得觀望自悞事

10 一件曉諭事

18 一件開誠勸諭及時完糧早清 國課共樂昇平事

21 一件勸諭急公完糧無悞正供事

22 一件京餉急若燃眉兵糧迫如星火勸諭作速清完官民兩利事

卷之六 告示三

2 一件場期伊邇特行曉諭停催舉子名下錢糧以襄盛典以弘作養事

5 一件苦口勸諭及早完糧以濟急餉以免迫呼事

7 一件曉諭蠶絲估價完糧便民輸納事

8 一件曉諭緩比事

9 一件曉諭減耗征收事

12 一件丁米已經分案通詳請除天台之積困特行曉諭靜候 憲批事

17 一件勸諭及時広種二麦以裕 国課以足民食事

19 一件勸諭富室歳暮善取租債以甦民困以保天和事

卷之七 告示四

10 一件嚴禁奸徒假冒窮民賺糴倉穀事

11 一件曉諭事 [一件曉諭辭停結綵張灯事]

16 一件捐修白龍橋便民往來事